

令和8年度 新潟県 上越市立城北中学校 いじめ防止基本方針



1 いじめ防止の基本理念

「いじめ」は、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」、そして、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、全校体制で組織的に「いじめの防止」（未然防止のための取組等）、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までを丁寧に根気強く取り組む。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

3 いじめ類似行為の定義（新潟県・上越市いじめ防止基本方針より）

「いじめ類似行為とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。」

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

（1）未然防止、早期発見のための構成員と任務

校長及び生徒指導部員（教頭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導担当・人権教育、同和教育担当・養護教諭・教育相談担当・特別支援教育担当・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）をいじめ防止等対策委員会の構成員とし、いじめ防止基本方針の作成、推進、改善を行う

（2）いじめ発生後の対応のための構成員と任務

1の構成員に加え、校長が他に必要と認めたものが、対応を協議し、組織的に対応する

5 いじめ防止対策（令和8年度）

（1）未然防止のための取組

月	主な取組
4	校内研修（生徒理解・基本方針）、城北ガイドブックの確認、保護者への啓発（いじめ防止基本方針・SNSの利用について）、教育相談①
5	情報モラル教育①、体育祭に向けた集団づくり・計画・運営・振り返り
6	人権集中学習①
7	SOSの出し方授業①、教育相談②、夏休み前指導（生徒・保護者）
8	校内研修（城北祭の目的）
9	長期休業明けの生徒の見とり、情報モラル教育②
10	城北祭に向けた集団づくり・計画・運営・振り返り
11	SOSの出し方授業②、教育相談③、人権集中学習②
12	冬休み前指導（生徒・保護者）
1	保護者への啓発（入学者保護者説明会）
2	教育相談④、人権集中学習③、卒業・進級プロジェクト
3	春休み前指導（生徒・保護者）、城北ガイドブック見直し

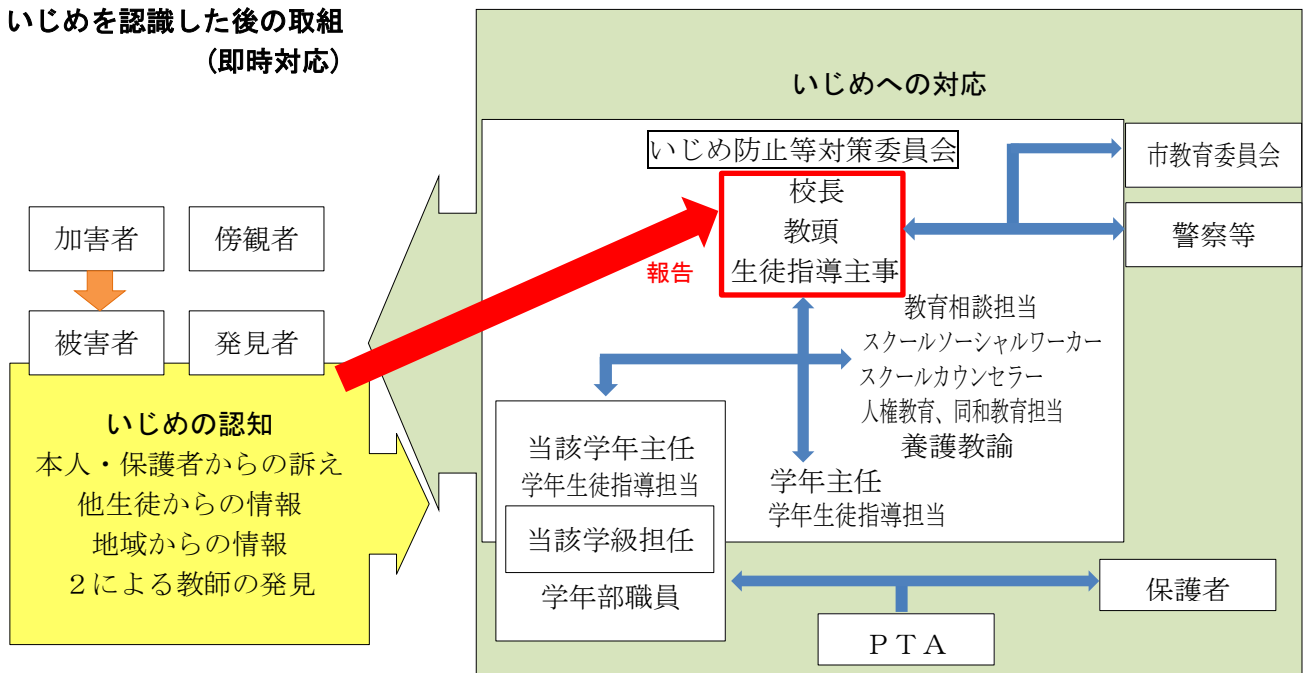
(2) いじめや差別を許さない生徒集団の育成

- ① 生徒指導部会を実施し、生徒指導方針の共通理解、生徒理解の充実を図る
- ② 全教職員の共通理解を図るため、年間に複数回、いじめ問題や集団づくりに関する校内研修を実施する
- ③ 全教育課程を通じた道徳教育、人権教育、同和教育を推進し、年3回人権集中学習を行う。(6月、11月、2月)
- ④ 生徒主体のいじめ見逃しゼロ運動や自治活動を実施する

(3) 未然防止及び早期発見のための取組

- ① 生徒の観察(出席確認、健康観察等含む)
- ② 教育相談アンケート等による状況把握
※生徒の命や人権等に関わる内容は直ちにいじめ防止等対策委員会に報告する
- ③ 生徒指導部会
 - ・毎週1回生徒指導部員による部会を行い、情報交換と生徒指導の方針を協議する
- ④ 教育相談
 - ・年4回(4月、7月、11月、2月)の教育相談を実施する
 - ・7月は夏季休業前の自死予防のために相談として位置付ける。
- ⑤ 「子どもとともに1・2・3運動」の実施
- ⑥ スクールソーシャルワーカー及び関係機関との連携、情報交換
- ⑦ 「新潟県SOS教育プログラム」及び「新潟県自殺防止教育プログラム」の活用。

いじめを認識した後の取組
(即時対応)



6 法的根拠

- 「いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号)
- 「新潟県いじめ防止基本方針」(令和 3 年 7 月改訂)
- 「上越市いじめ防止基本方針」(令和 6 年 3 月改訂)
- 「改正自殺対策基本法」(令和 7 年法律第 64 号)による